

自動点呼機器・D X 導入促進助成金交付要綱

令和3年11月5日 制 定

令和7年8月26日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「自動点呼機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（中小企業者※）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(対象機器)

第3条 国土交通省の認定を受けたもので、令和7年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとする。

(助成額)

第4条 自動点呼機器の導入費用とし、200,000円（全ト協100,000円、岩ト協100,000円の協調助成）を上限とする。但し、1事業者において1台を上限、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を岩手県内に有する事業者は2台（上限400,000円）を上限とする。

2、導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ、契約期間中のサービス利用料等の費用を含むものとする。

3、消費税は助成の対象外とする。

- 4、助成額の内訳は、全ト協の上限100,000円を超えた金額について、岩ト協が上限100,000円の範囲で助成する。但し、全ト協または岩ト協それぞれの予算に達した場合は、その上限額を減じた範囲で助成する。
- 5、全ト協と岩ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(申請期間)

第5条 助成の申請期間は、4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、機器の導入、並びに国土交通省への「自動点呼の実施にかかる届出書」の提出及び受理は申請期間内に実施し、かつ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても全ト協並びに岩ト協の予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、岩ト協様式1「点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書」、契約書又はサービス利用申込書等の写し、機器の管理 NO（シリアルナンバー）が記載された書類（サービス利用申込書に記載されている場合は不要）、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）、事業報告書（本社分）の直近事業年度分の資本金、従業員の記載があるページの写し、国土交通省に届出をして受理された「自動点呼の届出実施にかかる届出書」の写しを添付し、岩ト協に申請する。

なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに出入金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の助成申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器等の導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「自動点呼機器導入促進助成金交付要綱」を適用する。

(附則)

1. 本要綱は令和3年11月5日より適用する。
2. 令和4年4月1日一部改正
3. 令和5年4月1日一部改正
4. 令和5年4月12日一部改正
5. 令和6年4月1日一部改正
6. 令和7年4月1日一部改正
7. 令和7年8月26日一部改正